

平成29年度 東厨川地区まちづくり懇談会 懇談事項

平成29年10月17日(火)

地区	No.	懇談事項	説明	担当部課名
東厨川	1	<p>高齢者の買物難民対策について</p> <p>当地区には駅前北通にマックスバリュがあるだけで、地区にはスーパーがない。特に前九年にはコンビニもない状態。このままだと市中心部に移転する方も増えてくると考えるが対策について懇談したい。</p>	<p>ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の数が年々増加していく中で、買い物に出かけることや、買ったものを持ち帰ることが困難になるといった状況は、今後、大きな課題となるものと存じます。これらにつきまして、他市の事例等を参考にしながら、取組について検討してまいりたいと存じます。</p> <p>当地区におきましては、平成22年度に市と商工会議所が連携して、移動販売による実証実験を行っております。当時は事業として継続することが困難であったため、単年度での取組となりましたが、今後におきましては、地域の実情の把握に努め、宅配、移動販売、買い物代行など、様々なサービスの活用による事業の構築に向けた情報提供などを行ってまいりたいと存じます。</p>	<p>保健福祉部 長寿社会課</p> <p>商工観光部 経済企画課</p>
東厨川	2	<p>北上川の斜面(安倍館公民館あたり)の崩れについて</p> <p>東日本大震災以来斜面の崩れが進んで公民館以南にまで及んでいる。対応についての見解をお聞きしたい。</p> <p>(安倍館自治会)</p>	<p>安倍館町地内の北上川沿いの急傾斜地の崩壊対策につきましては、安倍館公民館以南は土砂災害特別警戒区域に指定され、岩手県が平成28年度に地質調査及び対策工法の検討を実施しており、安倍館公民館以北については、市が平成25年度に地質調査と工事設計を実施しております。</p> <p>対策工事の実施につきましては、岩手県及び市が歩調を合わせ施工していくこととし、現在、早期事業化に向け両方で検討を行っているところです。</p>	<p>総務部 管財課</p> <p>建設部 河川課</p>

平成29年度 東厨川地区まちづくり懇談会 懇談事項

平成29年10月17日(火)

地区	No.	懇談事項	説 明	担当部課名
東厨川	3	<p>町内会役員不足や町内会未加入者の対策について</p> <p>現在、町内会役員の高齢化が著しく、役員世代交代が求められているが、役員のなり手が不足している。要因の一つに、近年退職年齢の引上げや高齢者再雇用政策により雇用期間が延びて町内会に入る人が減少しているためと思われる。</p> <p>町内会費の納入をお願いしても拒否し、ごみは地域のごみ置場に捨てている。ごみ置場の維持・管理費等は町内会費で賄われており、住民間で不公平が生じている。特に賃貸住宅世帯の未納入が多い。不動産業等の管理会社が一括納入する場合もあるが、多くは各世帯の対応に任せている状況。</p> <p>(夕顔瀬第二町内会)</p>	<p>町内会役員の担い手不足についてですが、市ではこれまで、街路灯の電気料金の直接払の導入など、役員の方々の事務負担の軽減を進めるとともに、「コミュニティリーダー研修会」の開催や活動事例発表会の開催など、市民を対象としたコミュニティの次世代の担い手確保や、職員に対する、市民協働の研修を行うことにより、地域活動への積極的な参加促進を図っております。</p> <p>今後は、町内会等への事務やイベント開催の直接的な支援につきまして、NPO等の専門的な知識を有する人材の派遣などを含め、検討してまいります。</p> <p>集合住宅居住者などの町内会等への加入や会費徴収に協力を得られにくいなどの課題については、市としても認識しており、転入者の方には転入手続きの際に、町内会等の役割や主な活動内容を記載したチラシを配布し、加入の必要性の周知を図っておりますが、今後は、市内での転居の方に対しましても、転居先の町内会に加入を促す内容のチラシを配布するなど広く周知を図ってまいります。</p> <p>また、参考まで、「盛岡市町内会・自治会の手引き」の11事例集(20ページから23ページ)に、町内会等への加入を促す事例を掲載しておりますので御活用いただきたいと存じます。</p> <p>ごみ集積場所につきましても、地域の方々の実情に合わせ柔軟な利用ができるよう、町内会・自治会等に設置及び管理をお願いしており、ごみ集積場所を利用する場合は、ごみ集積場所の維持・管理等に係るルールへの順守、費用負担、労力の提供等、一定の義務が生じるものと考えております。</p> <p>集合住宅等の新築時には、建築確認申請時にごみ集積場所の利用について、資源循環推進課への確認を求めており、その際、町内会・自治会等と事前協議するよう指導しております。</p> <p>また、集合住宅等の不動産の管理会社などで構成される岩手県宅地建物取引業協会との研修会では、入居者が町内会・自治会等のごみ集積場所を利用する場合、清掃等や費用負担でトラブルになるケースがあるため配慮するよう説明しておりますが、引き続き機会を設けて周知を図ってまいります。</p>	<p>市民部 市民協働推進課</p> <p>環境部 資源循環推進課</p>